

【概要版】

○狩猟をするためには

- ・ 狩猟免許と狩猟者登録が必要です。
- ・ また、銃器を使つての狩猟は、公安委員会（警察署）の所持許可が必要となります。

（※農林業者が行う自衛箱わなについては、狩猟者登録は不要。有害捕獲許可は必要）

狩猟免許

○免許の種類と対象鳥獣

免許の種類	使用できる猟具	該当猟具で通常獲れる鳥獣
網猟	はり網、なげ網など	鳥類、野ウサギなど小型獣が中心
わな猟	箱わな、囲いわな、くくりわななど	タヌキ・アライグマなど小中型獣から、イノシシ、シカなど大型獣まで
第一種銃猟	ライフル銃	クマ、シカ、イノシシ等の大型獣のみ
	散弾銃	狩猟鳥獣や有害捕獲対象鳥獣のすべて
第二種銃猟	空気銃	鳥類、小型獣など

※ 試験当日の年齢が、網猟・わな猟：18歳以上、第一種・第二種銃猟：20歳以上であること。

※ ライフル銃は、散弾銃の経験が原則10年以上必要

※ 第一種銃猟の免許で空気銃も使用可能

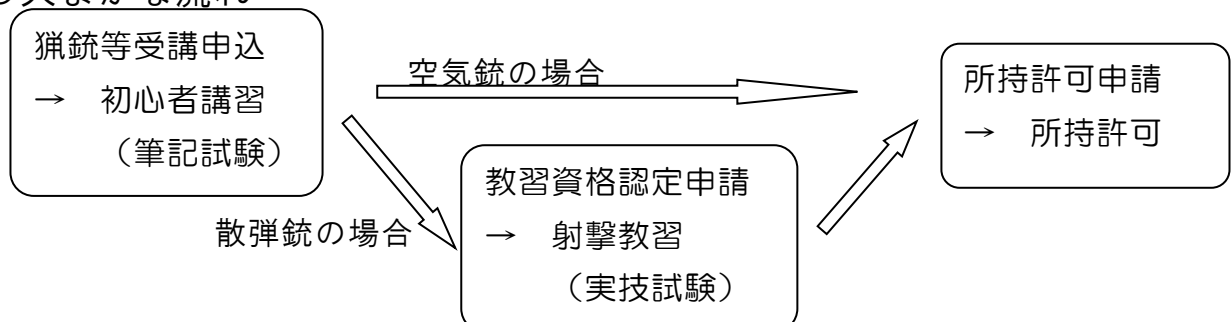
○狩猟免許試験と事前講習会

- ・ 住所地の都道府県で実施される狩猟免許試験に合格することが必要です。
- ・ 試験の前に猟友会が実施する事前講習会の受講をお勧めします。

（試験の合格だけでなく、合格後の安全・適法な狩猟のためにも有益です。）

公安委員会（警察署）の銃の所持許可

○大まかな流れ



狩猟ができるまでの流れ

免許試験・事前講習会の申込

- ・使いたい猟具の種類に応じて4種類の免許
 - ①網猟（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
 - ②わな猟（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
 - ③第一種銃猟（散弾銃、ライフル銃、空気銃）
 - ④第二種銃猟（空気銃）
- ・事前講習会(任意)への参加申込み(猟友会)

↓
住所地の農林事務所へ申請書を提出

事前講習会の受講(任意)

- ・免許試験の前に試験内容に即した講習会開催
 - ・鳥獣関係法令の解説
 - ・猟具(銃、わな)の操作、指導

↓
事前講習会テキスト等で試験勉強

狩猟免許試験の受験

- ・猟具の種類毎に知識、適性、技能試験を実施
 - ①知識試験(法律、猟具、鳥獣に関する知識)
 - ②適性試験(視力、聴力、運動能力)
 - ③技能試験(猟具の取扱、鳥獣の判別)
- ・1日の試験で複数種類の試験の受験も可能

↓
合格・免許の交付

狩猟免許取得

- ・免許は3年間(初回は約3年間)有効

↓
実際に狩猟をするためには、狩猟したい場所を所管する都道府県に狩猟者登録をする必要がある

狩猟者登録

- ・福岡県内で狩猟をする場合
住所地の農林事務所林務課へ申請書を提出して登録
- ・福岡県以外で狩猟をする場合
猟友会を通じて狩猟を行いたい都道府県に申込み等

銃猟を行う場合は住所地の都道府県公安委員会から銃の所持許可を受ける必要がある